求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年10月1日　令和7年法律第63号）に基づき、求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針を定めます。

１ 目的

みやき町（以下「本町」という。）は、あらゆる差別や偏見がなく、誰もが属性ではなく個人として認められ、多様性が尊重される寛容なまちを目指しています。
本町は、本町職員だけでなく、本町の採用試験に参加する求職者や各種実習に参加する実習生等（以下「求職者等」という。）に対するあらゆるハラスメント行為（以下「求職者等ハラスメント」という。）を許さず、健全な採用活動を推進します。

２ 基本方針

本町は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに類する行為、求職活動等におけるパワーハラスメントに類する行為、妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメントに類する行為を禁止します。これらには、性的指向やジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動や不適切な取扱いも含みます。

３ 禁止される主な言動

本町職員は、求職者等に対し、対面であるかオンライン（電子メール、SNS 等） であるかを問わず、次に掲げる不適切な言動を行いません。
（１）不適切な質問や発言（性的な事実関係、交際状況、結婚の予定等を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること、偏見（性別役割等）に基づく発言）
（２）不適切な接触や要求（性的な関係の強要や、不必要な身体への接触、私的な食事等へ誘う。）
（３）威圧的な態度など不当な圧力をかける言動

４ 求職活動等におけるルールの遵守

本町は、求職者等との面談や接触に関し、次のルールを徹底します。
（１）面談・面接や実習は、適正な時間帯及び透明性の高い公的な場所で行います。
（２）面談・面接は、複数名の職員で対応します。
（３）求職者等との連絡には公式な連絡手段（公用メール等）を使用し、職員が個人の連絡先（私的なLINE 等）を用いて直接連絡を取る行為を禁止します。

５ 厳正な対処

求職者等に対してハラスメントを行った職員に対しては、速やかに事実関係を確認の上、みやき町職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、懲戒処分を含む厳正な措置を講じます。

６ 相談窓口の設置と適切な対応

求職者等および職員が、ハラスメントに関する相談をためらいなく行うための相談窓口を設置します。

【相談窓口：総務部総務課】

【弁護士相談：外部弁護士事務所】

（１）相談者が利用しやすい体制を整えます。

（２）相談の申出があった場合は、速やかに正確に事実関係の調査を行い、被害者への配慮の措置および再発防止策を講じます。

（３）求職者に係る関係機関等から情報提供があった場合も、当該機関と連携して誠実に対応します。

７ プライバシーの保護と不利益取扱いの禁止

相談者、行為者および事実関係の確認に協力した者のプライバシーは厳重に保護し、職務上知り得た秘密は一切外部に漏らしません。

また、相談や協力を行ったことを理由として、求職者等や職員が不利益な取扱いを受けることは一切ありません。

８ 利用者等からのハラスメントへの対応

実習中等において、本町の来庁者や施設利用者族等から求職者等に対してカスタマーハラスメントに類する行為が行われた場合、本町は、速やかに安全を確保し、適切に対応します。

令和８年１０月１日

みやき町